

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和3年度第1回松阪市特別職報酬等審議会
2. 開催日時	令和4年1月18日(火) 午前10時00分～午後0時10分
3. 開催場所	松阪市役所 議会棟2階 第3委員会室
4. 出席者氏名	(委員) ◎ 岩崎恭彦、水谷勝美、高畑明弘、伊藤暁広、先浦宏紀、河野茂美 (◎会長) (事務局) 市長 竹上真人 (冒頭のみ出席)、総務部長 近田雄一、職員課長 中西章、財務課長 池田肇、職員課長補佐 吉田和敏、職員課給与厚生係長 小山賢司、職員課給与厚生係主任 加藤裕子
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	1人
7. 担当	松阪市総務部職員課 TEL 0598-53-4327 FAX 0598-26-4030 e-mail syo.div@city.matsusaka.mie.jp

事項

1. 委嘱状交付
2. 自己紹介
3. 会長選任
4. 諮問
5. 議事
6. その他

議事録
別紙

令和3年度第1回特別職報酬等審議会議事録

令和4年1月18日 午前10時00分
市役所議会棟2階第3委員会室

【出席委員】岩崎会長、水谷委員、高畑委員、伊藤委員、先浦委員、河野委員

【欠席委員】山本委員、松田委員

【事務局】竹上市長（冒頭のみ出席）、近田総務部長、中西職員課長、池田財務課長、吉田職員課長補佐、小山給与厚生係長、加藤給与厚生係主任

【議事録】

（事務局：中西）本日はお忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。ただいまから令和3年度第1回松阪市特別職報酬等審議会を開催いたします。それでは、開催に先立ちまして、竹上市長より、皆様方に委嘱辞令を交付させていただきますので、自席でお受け取りいただきますようよろしくお願いいたします。

（市長から委嘱状授与）

（事務局：中西）では、竹上市長から皆様方に一言、開催に当たりまして御挨拶を申し上げます。

（市長）それでは、改めまして皆様おはようございます。大変お忙しい中、しかも非常に寒い中、こうして松阪市の特別職報酬等審議会の委員にご就任をいただきまして誠にありがとうございます。それで、世の中もコロナが大変なことになりまして、実は松阪市役所も十何人濃厚接触になったりとか、もちろん感染者もおりますし、ご家族の方がかかったりなどもしています。そうしますと、濃厚接触者の待機期間が10日間に短縮になりましたけども、この年度末に向かっていく、予算を作っている時期に10日間出てこれないというのは、相当厳しいものでございまして、これは大変だなという状況になっております。

それはそれといたしまして、松阪市が今回、県内29の市町の中で1つだけ違うことをやりました。何かと言いますと、職員のボーナスを下げたんです。全国的にはほとんどが先送りになっていまして、どうも6月のボーナスで下げるというやり方をやっているんですけども、そうすると結構計算が大変でして。公務員って1月昇給なんですよ。1月に昇給するものですから、今回、人事院勧告で0.15月分ボーナスを下げると出たのですが、12月で引下げをやらないと、どの数字を元にするの、という話になって、また、不利益不遡及の原則がありますから、本当言いますと、年度を超えてボーナスから差引くというのはちょっと反則じゃないの、と。人事院勧告は夏に出ているのだから、昔もそんなことがありましたけども、その時は実は人事院のほうは相当政府に文句を言ったんです。何かと言うと、こんな夏に決めているのにどうして年末までに対応ができないのと。それは政治の都合でそんなことしたらだめよ、ということとその昔言っていたんですが、今回人事院は何も言いませんでした。コロナの経済対策みたいところで政府は理由をつけましたので、なかなか言いづらかったんでしょうね。まあただ、どうかしらね、というところがありますので、松阪市の場合は職員組合と話しました。6月にその先送りした0.15月分と、次の年は年間で0.15月分下がっているのだから、それもまた半分が6月分から引かれますので、合わせて0.225月分一気に下がります。組合側としても、もうこの12月でやってもらう方がかえって助かると。あと、退職者の分はどうしますか、とかね。そこら辺の話がもちろんあって、というようなことで、他所とは少し違うやり方でボーナスのほうの

引下げを行いました。ボーナスの引下げは、これで2年続けてということになります。これは世の中に大きく影響していくんだらうと思います。本当言いますと、これもまた余計なことを言いますが、消費者物価指数がこれから多分どんどん上がっていくことになると思うので、本来給料は上がっていないとだめなんですけどね。ただ公務員の場合は、人事院勧告制度に基づいて給料が決まっています。世の中の給料見合いというふうなことになるかと思いますが、そこで一般の職員の給料は考えていくと。そして私ども特別職に関しましては、皆様方にご決定をいただくというふうなことになるかと思いますが、是非ともですね、熱心な御議論をいただいて、しかるべきところで額の決定をいただければと思いますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

すみません、えらく長い御挨拶になりましたけれども、皆様方の真摯なる御議論をお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

(事務局：中西) ありがとうございます。続きまして、本日が初めての審議会でございますので、委員の皆様のご自己紹介をお願いしたいと思います。お手元の名簿順ということで、岩崎委員からお願いしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

(委員自己紹介)

(事務局：中西) 続きまして、事務局等の紹介をさせていただきます。まず、総務部長の近田でございます。続きまして私職員課長の中西でございます。職員課課長補佐吉田でございます。職員課給与厚生係長小山でございます。それから、本日説明者として同席しております、財務課長の池田でございます。

続きまして、本審議会条例第4条に基づきまして、審議会の会長を互選により選任いただきたいと存じますが、会長の選任につきまして、どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。

(委員) 岩崎委員にお願いしてはいかがでしょうか。

(事務局：中西) 今、高畑委員の方から、岩崎委員を御推挙いただきましたが、いかがでしょうか。

異議なしの声あり

(事務局：中西) はい、異議なしの声をいただきました。ありがとうございます。それでは岩崎委員におかれましては、会長席へお移りいただきたいと思っております。

本審議会条例第4条第3項の規定によりますと、会長代理は会長があらかじめ指名することとされておりますので、岩崎会長から、会長代理の御指名を頂戴いたしたいと思っております。

(会長) それでは、昨年度に引き続き、水谷委員にお力添えを賜りたいと存じます。よろしくお願いをいたします。

(事務局：中西) ありがとうございます。それでは、松阪市住民自治協議会連合会長の水谷委員にお願いをしたいと思います。

それでは市長から会長に諮問書を手渡させていただきます。会長は御起立をお願いします。

(市長) 松阪市特別職報酬等審議会会長 岩崎恭彦様。

特別職の報酬等の額について(諮問)。議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について御検討をお願いいたしたく、松阪市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、

貴審議会に諮問いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局：中西) ありがとうございます。市長はこの後、別の公務がございますので、ここで退席をさせていただきますので、御了承をお願い申し上げます。

竹上市長退出

(事務局：中西) 本日の出席委員は8名中6名出席をいただいております。委員の過半数の出席がございますので、本審議会条例第5条第2項の規定により、本会議が成立していることを御報告いたします。

それでは岩崎会長様には、この後議事の進行をお願いいたします。

(会長) それでは皆様、改めましてよろしくお願ひいたします。先ほど会長に選任いただきました三重大学の岩崎と申します。今年度も引き続き委員をお願いいたしまして、お引き受けいただいた方が多数いると思っておりますが、今年度からご参画いただく方もいらっしゃるということで、よろしくお願ひいたします。先程の市長の御挨拶にもありましたように、新型コロナウイルス感染症の再々拡大状況の中、難しい状況で皆様に御議論いただくこととなりますが、活発に御議論いただきたく、また円滑な議事を務めてまいりたいと存じますので、どうぞ皆様よろしくお願ひいたします。

それでは、事項に沿って議事を進めさせていただきます。本日は、まず事務局から主に資料説明をいただき、また後ほど委員から、この松阪地域の経済状況などについてもご教授を賜り、これから皆様にご審議いただく市長、副市長、教育長、さらには議員の報酬額、さらには期末手当の額について御議論いただく際の前提となる知識についての理解を深めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。では、事務局から資料の説明をお願いいたします。

(事務局：中西) 説明に入る前に一言お願ひを申し上げさせていただきます。本審議会は以前から公開とさせていただいております。開催に当たりましては、希望される市民の方に傍聴を許可しておりますので、御了承ください。また多くの幅広い意見を取り込むこととさせていただきたいと思っておりますので、議事運営をお願いしております会長にも一委員として御意見を賜りたいといしますので、他の委員の御理解をお願いいたします。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

(事務局：小山) それでは資料につきまして、ご説明申し上げます。まず、資料の確認でございます。事前に、本編の資料と、別紙資料1から5を配布させていただいております。それから本日お配りさせていただきましたものですが、まず事項書、次に委員名簿、それから報酬等審議会条例、それから「市町別にみた市町民経済計算の概況」というのと、横長の「地方議会・議員のあり方に関する研究会報告書 概要」という1枚もの、それから、「県内市町議会議員の報酬及び選挙に関するデータ」という資料をお配りさせていただいておりますが、特に抜け等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

まず、本篇資料ですが、1・2ページは県内各市及び類似団体の令和3年4月1日現在の人口、世帯数、面積、職員数、財政状況等を比較した表でございます。職員数につきましては、全会計における職員数のほか、普通会計における職員数も記載させていただいております。この普通会計における職員数とは、病院や上下水道などの公営企業や、国民健康保険事業、介護保険事業など、地方公営事業会計にあたる会計を除いた会計の範囲における職員の数ということになります。全会計における職員数には、松阪市であれば市民病院などの職員が含まれておりますが、他市では市立の病院がないと

ころもございます。普通会計ではそうした人数が含まれておらず、他市と比較する場合に全会計よりも参考にしやすいと思われることから、記載させていただいているものでございます。当初予算額につきましては、各市の一般会計予算額で比較しております。その他、各項目にあらわれる言葉の意味について、1・2 ページの表の下に簡単に説明させていただいております。

類似団体につきましては、人口と産業構造により類似する都市を総務省においてグループ分けしたもので、松阪市と同じ類型区分に分類された県外 17 団体を掲載しております。なお、県内では鈴鹿市も松阪市と同じ類似団体となっております。その類似団体 19 団体のうち、松阪市は人口で 12 番目ですが、人口密度で見ますと一番低い 19 番目となります。

3 ページ・4 ページは県内各市及び類似団体の市長・副市長・教育長の給与額の現行及び現行前の状況です。松阪市は、後ほど別添資料 5 で説明させていただきます、平成 26 年人事院勧告で示された「給与制度の総合的見直し」での俸給表水準の引下げに準じて、平成 27 年 4 月 1 日より 2%の減額改正を行っております。それから、前市長在職時には 20%の減額措置をとっておりましたが、平成 27 年 10 月に現在の市長が就任してからは条例本則に規定された額で支給されています。また、一部の各市に記載のあるカッコ書きの数字は、市長公約等により減額した後の金額でございます。

5 ページ・6 ページは県内各市及び類似団体の議長・副議長・議員の報酬額の現行及び現行前の状況です。こちらも先程の市長等と同様、松阪市では、平成 26 年人事院勧告の給与制度の総合的見直しに準じて 27 年 4 月 1 日より 2%の減額改正を行っております。

7 ページ・8 ページは県内各市及び類似団体の議員に対する政務活動費の支給状況です。政務活動費は、報酬以外で議会活動や市政に関する政策調査研究等の活動のために必要な経費、例えば研修会出席経費や先進地視察経費、議会で使用するパネル作成代や資料購入費などとして支給される費用のことを言い、使わずに残った額は返還されることとなっております。

9 ページ・10 ページは県内各市及び類似団体の市長等の月額給与及び年収を順位づけた表で、市長公約等により減額する前の給料月額・期末手当支給率をもとに作成しています。期末手当支給率については、年間の支給月数を示しております。また、各市の市長等の月額給についての比較グラフを 11 ページ・12 ページに、各市の市長等の年収についての比較グラフを 13 ページ・14 ページにつけさせていただきましたので、併せてご参照ください。

15 ページ・16 ページは県内各市及び類似団体の議員報酬の月額及び年収を順位づけた表で、こちらも減額する前の報酬額・期末手当支給率をもとに作成しています。また、こちらも同様に、各市の議員の報酬月額についての比較グラフを 17 ページ・18 ページに、各市の議員の年収についての比較グラフを 19 ページ・20 ページにつけさせていただきましたので、併せてご参照ください。

21 ページ・22 ページは、議員の活動状況に関する資料として、令和 2 年における県内各市及び類似団体の本会議や常任委員会などの会議日数や本会議における審議案件数等をまとめたものになります。

23 ページは、人事院勧告及び松阪市の一般職員の給与改定率の推移と特別職報酬の改正状況を併記したものです。

本年度の人事院勧告は、令和 3 年 8 月に出されましたが、左側の表の一番下の行にありますように、一般職の月例給に関しては改定なし、賞与、期末勤勉手当は 0.15 月分の引下げの勧告となり、支給月数は 4.30 月分となりました。松阪市の一般職員の給与改定は、この人事院勧告に準拠した形で改正を行っております。

それから左側の表の左から 5 列目に、指定職の期末勤勉手当の支給月数の推移を記載させていただいております。この指定職とは、一般職の国家公務員のうち、事務次官、外局の長官や官房長など職務や責任の度合いが特に高度な職のことです。松阪市の特別職の期末手当は、市長等については一般職の支給月数の水準を参考にしてきておりますが、議員については指定職の支給月数の水準を参考にしてきているところです。

それから右側の表の一番下の行、令和 3 年 1~2 月というのが昨年のこの報酬審議会での答申内容

ということになります。昨年は、給料・報酬については据置き、また、期末手当についても据置き、という答申を出していただいております。

24 ページは過去の特別職報酬等審議会の開催状況と答申状況、答申額等についての資料です。平成 16 年以前は旧松阪市の状況でございます。

なお、特別職の期末手当につきましては、諮問には含まれておりませんが、本審議会において、改正の有無等の御意見を頂戴いただければと思っております。

別添資料 1 ですが、松阪市の財政状況の見通しについて、松阪市中期財政見通しを添付させていただきました。また、別添資料 2 は、同じく松阪市の財政状況の、過去の推移に関する資料でございます。

これらにつきましては、財政担当者から資料の説明をいたします。

(池田財務課長) 改めまして、おはようございます。財務課長の池田と申します。私のほうから、資料 1「松阪市中期財政見通し」及び資料 2「松阪市の財政状況」についてご説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

恐れ入りますが、資料 1「松阪市中期財政見通し」を御覧ください。この「中期財政見通し」は、毎年 2 月下旬に公表をしており、皆様に御覧いただいております資料は、1 年前の令和 3 年 2 月に策定したものです。現在、令和 4 年度の当初予算編成中で、委員の皆様にも、まだお示しすることができない状況をあらかじめ、お断りいたしたいと思っております。どうか、よろしくお願い申し上げます。

それでは、1 ページを御覧ください。中期財政見通しの「策定の目的」では、財政運営の健全性を確保するため、「実施計画」、「予算編成」の流れにおいて一定の目安として活用していること、「見通しの期間」では、令和 4 年度から令和 8 年度までとしていること、「財政見通しの策定」では、普通会計を対象とし、試算の基礎となる経済成長率については、内閣府作成の経済見通しを基準として各年の歳入を推計し、また財政調整基金繰入金を 20 億円で計上していることなどを記載しています。

続きまして、2 ページをお願い申し上げます。上段の表でございますが、令和 3 年度の予算を基本に 3 ページの「策定にあたっての前提条件」に基づきまして昨年策定させていただきました、「松阪市中期財政見通し」でございます。

歳入の一般財源につきましては、市税では政府試算による伸びを見込ませていただくとともに、地方交付税につきましては減額となる一方で、その不足分を臨時財政対策債がカバーしている状況です。また、一般財源の「その他」は、地方譲与税、地方消費税交付金などの各種交付金ですが、伸びを示しているのは、主に地方消費税交付金の増を見込ませていただいております。そこから国・県支出金についてでございますが、伸び率はほとんどゼロという形で見込んでおります。扶助費等の歳出の伸びと連動する部分がございますので、その部分については幾ばくか中に入れさせていただいている状況でございます。

次に、市債ですが、これは臨時財政対策債を除き、建設事業に使わせていただいております。市債は、施設や道路等の整備を行うために後年度への負担となる借金です。しかし、将来、便益を受けることとなる世代間の公平の調整、財政負担の平準化という観点等から、一定額の発行が認められているものでございますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に歳出です。人件費は合併後、職員数の削減に取り組んだ結果、退職職員の推移により若干の増減はありますが、ほぼ横ばいという一定の成果が出た状況でございます。

扶助費は、生活保護費の伸びは、収まりつつある状況ではありますが、社会保障制度の変化に伴う影響が大きく、子ども子育てや障がい福祉に関連する扶助費の増加などにより、歳出に占める割合は高い状況が続くと考えているところでございます。

公債費は、借金の償還に係るもので、毎年 50 億円以上が必要となる計算になっております。

投資的経費は、歳入から歳出の公債費、人件費、扶助費といった義務的経費を控除し、経常的に必

要な物件費をまとめたその他の経費をさらに控除したうえで計上しております。あくまで道路、橋梁、学校などの建設等の社会資本の整備等に要する経費としております。

続きまして、下段の表をお願い申し上げます。参考として令和3年度の実施計画において各部・各課が計上しました令和4年度以降の投資的経費を仮置きした場合の見通しをお示ししております。

3ページをお願い申し上げます。「策定にあたっての前提条件」ですが、各費目算出の考え方を記載させていただいております。下段の財政指標、次の4ページ中央部の市債現在高推移につきましては、この後の資料2で詳細を説明させていただきたいと思っております。

最後に、5ページをお願いします。「財政収支の見通しにおける課題等」について5点記載をさせていただきます。

先ほど来から申し上げます市債、いわゆる借金に関する部分で、合併特例債の基金造成分計38億円を借り入れることの活用方法、合併特例債発行期限後の対策、老朽化する施設の維持・更新費用の増加などの課題をお示しさせていただきます。

以上、策定させていただきました「中期財政見通し」の内容でございます。

続きまして資料2の「財政状況」についてご説明させていただきます。

1ページをお願いします。「①決算規模の推移」については、年々拡大をしています。歳出額では平成23年度585.4億円から、令和2年度は特殊な要素はありましたが885.1億円で、10年間で約300億円増加しています。

2ページをお願いします。「②歳入の推移」について、特徴として、地方交付税は、普通交付税の合併算定替が10年間の後、5年間は段階的に削減されることで、本来減少するはずですが、合併特例事業債の発行期限である令和6年度を前に集中して発行し、償還を行ったことで増加しています。同時に臨時財政対策債の発行増と合わせ、地方債も増加しているところです。

3ページ、4ページをお願いします。「③-1、③-2歳出(目的別と性質別)の推移」については、少子高齢化に伴い、社会保障関連で、民生費の扶助費・補助費等が増加しています。また、平成29年度から令和元年度の3か年は集中投資期間として、普通建設事業、目的別では特に教育費において増加しています。

5ページをお願いします。「④財政力指数～豊かさの程度～」についてですが、財政力指数は、市の財政状況を表すのによく使われる指標で、計算式としては、普通交付税の計算で用います基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の3か年の平均となっております。この数値が高いほど自主財源が豊かな自治体と判断され、単年度指数で「1」を超える場合は、普通交付税が交付されないということになります。

松阪市は類似団体、三重県内とも平均以下に位置しますが、大きな企業が存在する都市でなく税収もそれほど多くないところに、先程の基準財政需要額に算入のある合併特例債の発行等を活用していることから、近年は低下する傾向にあります。

6ページをお願いします。「⑤経常収支比率～財政構造の弾力性～」についてですが、経常収支比率は、市町村の財政構造の弾力性を評価するために用いられるもので、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費へ、市税・地方交付税を中心とした経常的な一般財源の収入が、どれほど充当されているかを表しているもので、この比率が低いほど、投資的経費等の臨時的経費に財源を回すことができ、財政構造に弾力性があるということを示す指標でございます。

経常収支比率の数値につきましては、左のグラフのとおり、年度により変動していますが、令和2年度は80.3で、元年度から公債費の短期償還にかかる分を経常でなく、臨時的支出として見直したことにより改善している状況です。令和元年度は、右側にありますように類似団体、三重県内とも平均より上位に位置しています。

7ページをお願いします。「⑥実質公債費比率～公債費の負荷の程度～」についてですが、実質公債費比率は、自治体に標準的に入ってくる税金や地方交付税のうち、その何%が借金の返済に使われているのかを示す数値となっております。

この比率が 18%を超えると地方債の発行に、国の許可が必要となる、一つの基準となっているものでございます。

令和 2 年度の実質公債費比率は左のグラフのとおり 4.0%で、昨年度より数値が増加に転じました。平成 29 年度から 3 か年の集中投資期間中の借入金の元利償還金等に要する経費の増が影響しているものでございます。

8 ページをお願いします。「⑦将来負担比率～将来の負債の程度～」についてですが、将来負担比率は、借入金である地方債や、将来支払っていく可能性のある負担額等の、現時点での残高の程度を示します。数値が大きいほど、今後の財政を圧迫する可能性が高いことを表します。

本市は－(ハイフオン)表示で、数値として表れていない状況です。安易に借入することなく、将来の世代に負担を残さないよう、慎重な財政運営に取り組んでいるところです。

9 ページをお願いします。「⑧基金の状況」ですが、こちらは基金残高についてでございます。いわゆる貯金ですが、内訳としまして、ある目的を達成するために基金を積み立てている特定目的基金と、公債費として借金の返還に充てる減債基金、それと一般的な貯金である財政調整基金という 3 つの基金をお示しさせていただいております。

この内、財政調整基金については、年度間の一般財源を調整する基金で、年度によって支出が多くなるというようなときのために、あらかじめ基金で調整するための性質のものでございます。

左の棒グラフのとおり平成 23 年度末は 83.2 億円で、その後増加しています。平成 26・27 年度には、クリーンセンター建設のため、基金の取崩しを行っています。

平成 29 年度には 100 億円を超えましたが近年は、短期償還の財源として活用したため、減少している状況でございます。

最後に 10 ページをお願いします。「⑨市債の状況」ですが、こちらは市債残高についてでございます。いわゆる借金ですが、左の棒グラフのとおり、平成 23 年度末は合計 529.8 億円でしたが、年々残高を減らしていく方針のもと、平成 28 年度末残高については、456.3 億円となりました。平成 29 年度からは集中投資期間にかかる借入と、臨時財政対策債の発行額の増により増加していましたが、令和 2 年度は投資期間終了により減少しました。

以上、資料 1「松阪市中期財政見通し」及び資料 2「松阪市の財政状況」の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局：小山) 次に別添資料 3 ですが、令和 3 年 1 月から 12 月までの 1 年間における、市議会における議員の一般的な活動の内容と本会議や委員会等への出席日数等をまとめさせていただきました。議会だけが議員の活動というわけではございませんし、また議員によってその活動に若干違う部分もあると思いますが、あくまでも一般的な活動ということでご理解ください。

また、本会議や委員会等への出席日数については、本会議や全員協議会以外は全議員が出席しているわけではございませんので、議員一人当たりの出席日数としては、資料 2 ページ目の文章中にもありますように「実会議日数×対象人数」で延べ会議日数を算出し、その総数を議員数の 28 人で除算して 85 日と算出しました。ただし、議員によって状況は異なりますので、あくまでも目安として考えてください。

それから、各会議の会議時間を拾い出し、会議ごとの年間時間を表の一番右の欄に記載させていただきましたので、ご参考にしていただければと思います。なおこの時間は、昼休憩等の休憩時間を含むものですので、その点御了承ください。

次に別添資料 4 ですが、これは全国市議会議長会が毎年調査を行い作成している資料で、この資料は令和 2 年 12 月 31 日現在における全国 815 市、792 市と東京 23 区を対象に議長・副議長・議員の報酬の状況を取りまとめたものです。

2 ページ目は報酬額の全国平均、3 ページ目は人口段階別の平均報酬月額、4 ページ目も人口段階別の平均報酬月額に関する資料ですが、東京都 23 区、政令指定都市を別書きしたものです。5 ペー

ジ目は人口段階別の最高額・最低額、6 ページも同様ですが、東京 23 区、政令指定都市を別書きしたものが記載されております。

7 ページの各委員会委員長職、副委員長職への報酬加算の状況ですが、松阪市ではこれらの委員会の委員長、副委員長への報酬加算は行っておりません。

次に別添資料 5 ですが、令和 3 年の人事院の給与勧告等関係資料等から抜粋した資料で、給与勧告の骨子、及び給与勧告の手順等について図解で示したものをつけさせていただきました。

昨年の民間給与との較差は 1 ページ目にありますようにマイナス 19 円、率にして 0.00%という極小差ということで、俸給表の改定は行われず、一方ボーナスは 4.45 月から 4.30 月へ 0.15 月分引き下げられています。

最後のページ「2 給与制度の総合的見直しの概要」ですが、こちらが平成 26 年の人事院勧告で示された総合的見直しの内容で、先にも触れましたように、松阪市において直近の給料・報酬額の改定、引下げを行った際の根拠となったものでございます。

この総合的見直しで行われた見直しにはいくつかのものがありますが、このうち改定の根拠となったのが、このページの左上に記載されている「地域間の給与配分の見直し」というものでございます。これは、民間賃金の低い地域における官民の給与差を踏まえ、一般職に適用される俸給表の水準を平均で 2%引き下げたうえで、東京などの民間の賃金水準の高い地域においては地域手当の支給割合を高くすることで、民間における地域ごとの賃金水準を公務員にも反映させた給与配分を行うものとしたものです。

市長や議員等の特別職の給料・報酬については、この一般職における 2%引下げを準用した引下げ改定を行い、平成 27 年 4 月から施行したところでございます。

なお、補足説明となりますが、本資料の 23 ページ、人事院勧告に関する説明の中で、本年の賞与に関する人事院勧告で 0.15 月分の引下げの勧告が出されたことに対し、松阪市はこの勧告に準拠して引下げを行ったと説明いたしましたが、先程の市長の挨拶にもありましたように、今回国においては、違う対応となりました。

詳しく申しますと、国家公務員の給与は、民間の病院や学校等で雇用される人々の給与へも影響があるので、国家公務員の賞与の引下げを行うとコロナ禍から回復途上にある日本の経済にマイナスの影響を与えかねないという理由から、今年度の賞与の支給率はそのままとし、来年度、令和 4 年 6 月の賞与で人事院勧告の引下げに相当する額を減額することで調整することとなりました。結果的には人事院勧告どおりの引下げとなるものですが、対応としてはそのように松阪市と国では異なるものとなりました。

それから、本日配付いたしました追加の資料について、御説明させていただきます。

まず、「市町別にみた市町民経済計算の概況」と書かれた資料を御覧ください。

昨年度、審議会を総括する中で、三重県が市町ごとの総生産額などのデータを公表しているの、次年度の審議会の資料として出してみてもとの御意見をいただいております。確認しましたところ、三重県のホームページに「三重県の市町民経済計算」という統計資料が毎年掲載されておまして、今回お配りをさせていただきましたのは、その最新版である平成 30 年度の市町民経済計算の報告書から、「市町内総生産」に関するグラフの資料と、「一人当たり市町民所得」に関するグラフの資料のページを抜き出させていただいたものでございます。

なお、ひとつ、この資料で御留意いただきたいのは、ここで表されている数値というのは、実際様々な数値の積み上げではなく、三重県が同じく公表している「三重県民経済計算」で推計された県レベルの数値をもとに、様々な統計データの数値を基準に「按分方式」により推計したものだということです。そのうえで、資料を御覧いただければと思います。

まず、「1 市町内総生産」です。これは国でいえば GDP、国内総生産に当たるもので、市町内の生産活動によって新たに生み出された付加価値の総額ということになります。グラフをみていただきますと、松阪市は鈴鹿市に次いで県内 4 番目のところに位置しています。

次に「3 一人当たり市町民所得」です。こちらは、グラフの下の小さい字で書かれた米印を御覧ください。本書において、「一人当たり市町民所得」というのは雇用者報酬、財産所得、それから企業所得を足し合わせて、対象地（それぞれの市町）の人口で割ったもので、個人の所得水準や賃金水準を表すものではない、と書かれています。企業の利潤なども含んだ数値だということを踏まえて、他市町と比較いただければと思います。こちらでは松阪市は県内 15 番目のところに位置しています。

それから次に、「地方議員・議員のあり方に関する研究会報告書 概要」と書かれた横長のものと「県内市町議会議員の報酬及び選挙に関するデータ」という 2 種類の資料についてです。

これらについても昨年度の審議会からの宿題で、「議員のなり手不足」に関し、「松阪市で議員のなり手不足が生じているのかどうか」や、「なり手不足の問題と報酬の額との関連性をどのように考えればよいのか」といったことについて、何か検討材料となるような資料があれば、ということでご用意させていただいたものでございます。

まず、「地方議会・議員のあり方に関する研究会報告書 概要」の資料でございますが、この地方議会・議員のあり方に関する研究会というのは、「地方議会議員のなり手不足が深刻な状況となっていることから、今後の地方議会・議員のあるべき姿や議員のなり手不足の要因とその対応を幅広く議論すること」を目的に、総務省が令和元年度から 2 年度にかけて設置した研究会で、大学教授等の学識経験者と、都道府県、市、町村の議長会関係者の間で議論がなされました。その議論を踏まえて、最終的に令和 2 年 9 月に報告書としてまとめられました。

報告書本体は少しボリュームがありますので、今回、報告書の内容を 1 枚にまとめた概要の資料をお配りさせていただきます。

この報告書の中で、議員のなり手不足の要因と対応について触れられており、資料ではローマ数字 4 番のところに記載されています。

ここで、議員のなり手不足の要因として、選挙に伴う負担やリスクが議員になることの制約となっているという「立候補環境」に係る要因、議員活動に要する時間が大きいことが制約となっているという「時間的な要因」など、いくつかのものが挙げられている中で、議員報酬に関しては、「経済的な要因」の中に挙げられており、主に小規模団体ではそれだけで生計を維持できないほど議員報酬が低く、そのことが例えば地域に貢献したい思いがある若い世代であっても今の職業を離れて立候補するところまでつながらないなど、議員のなり手不足の要因になっているのではないかと指摘があると、報告書の中で述べられています。

次に「県内市町議会議員の報酬及び選挙に関するデータ」という資料を御覧ください。こちらは、県内各市町の議員報酬月額、及び、それぞれ過去 3 回の議会議員選挙に関する様々なデータ、候補者数と議員定数、投票率、それから当選議員の平均年齢、60 歳以上の議員の割合、女性議員の割合をまとめたデータになります。先程の研究会の報告書の中で、議会の現状と課題として、投票率の低下と無投票当選の増加といったことや、議会の議員の構成が住民の構成と比較して女性や 60 歳未満の割合が極めて低い状況が続いているといったことなどを挙げており、そうした点について県内の各市町ではどのような状況にあるのかを調べてみたものとなります。

表の面が県内 14 市、裏の面が松阪市近傍の 5 つの町について、取りまとめたものとなっております。

作成に当たっては、各市町のホームページに掲載されている選挙結果のほか、様々な選挙結果等を掲載している民間サイトも参考にしておりますが、一部不明であった箇所については空欄としてございます。ご了承ください。

以上が資料についての説明でございます。よろしく願いいたします。

(会長) はい。ありがとうございます。一通り資料について事務局から説明をいただきました。これについて委員の皆様から御質問ですとか御意見をいただいてまいりたいと存じますが、それに先立ちまして私のほうからいくつか今後の議事進行につきまして整理や確認をさせていただきたいと思いま

す。

まず1点目ですが、本審議会の審議の内容、その範囲について確認をさせていただきたいと思います。先ほど市長から諮問をいただきましたが、その諮問によりますと議会議員の報酬の額、そして市長、副市長、教育長、これら特別職、行政三役の給料の額についての検討についての諮問をいただきました。ただ、慣例と致しまして、従来から事務局からも御説明がありましたように、期末手当の額についてもこれをどのように考えるかということについて、当審議会で審議をし、答申に盛り込んでまいりました。本年度も御異論がなければこの期末手当の額についても皆様に御意見を賜り、答申内容に反映させていきたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。それでは本年度も報酬、そして給与の額に加えて、期末手当の額の考え方についても、皆様に御審議をさせていただきたいというふうに思います。

次に、審議の進め方について確認をさせていただきたいと思います。都合、この審議会では本年度中に3回の審議会の開催を予定しております。本日、第1回目として1月18日に開催いたしました。次回は2月1日に開催を予定しております。3回目といたしましては、2月7日に開催を予定しております。諮問にございました、議会議員の報酬の額、そして市長、副市長、教育長の給料の額、さらには、これらの職にある方々の期末手当の額につきまして、据置きとするか、引き上げるか、引き下げるか、そうした考え方につきましては、次回の審議会において各委員から御意見をいただき、それを取りまとめてまいりたいと思います。次回に給料の額、報酬の額、そして期末手当の額について、これをどう考えるか、各委員から御意見を賜っていただきたいと思います。次回、皆様からいただきました御意見を取りまとめる形で、第3回には答申案について事務局から提案をしていただき、答申案の審議を第3回では行いたいというふうに思っております。

本日はどのような審議をするかということですが、先ほど事務局から説明をいただきました、給料の額、報酬の額、そして期末手当の額について考える際の材料について皆様に御理解を深めく、そうした回に今回はしたいと思しますので、この後、是非忌憚のない御意見をいただければというふうに考えております。

次に資料の性格について少し再確認をさせていただきたいと思います。まずこの本資料ですね、特別職報酬等審議会の資料と、表紙に書いてありますこの本資料については、県内の他市、そして類似団体と比較した時の給料の額、報酬の額、そして期末手当の額が示されております。こうした県内他市と比べた時に、現在の給与の額、報酬の額等どう考えるか。また類似団体と比較した時にどう考えるか。これらを踏まえて次回御意見いただきたいと思しますので、その際の参考としていただければと思います。県内の各市、類似団体との比較を踏まえて、現在の松阪市長、行政三役、そして議会議員の報酬の額、給料の額、そして期末手当の額についてどう考えるか、それを考えていただく際の参考にしていただければと思います。

資料1番、そして資料2番につきましては、松阪市の財政状況についての御説明がございました。この市の現在の財政状況について、基本的には堅調な財政運営をさせていただいているというような御説明の内容だったかと理解をしておりますが、市の財政状況についてもこれを踏まえた御意見を次回いただきたいと思しますので、それを考える際の御参考にしていただければと存じます。

資料の3番4番につきましては、議会議員さんの活動ですとか、それに見合った報酬になっているかどうかというようなことを考えていただく際の御参考としていただければと思います。なかなか議員さんの活動の実態が見えにくく分かりにくいということがこの審議会でも度々御議論の対象になっておりますが、そうした点を考えていただく際の材料にしていただければというふうに考えております。

資料の5番につきましては、今年度の人事院勧告についての御説明がございました。一般職職員の給料の額ですとか、賞与の額につきましては、国の人事院勧告に連動する形で松阪市においても御対応されていることについての御説明がございました。他方で、今回審議の対象となっている市長、副市長、教育長、そして議員さんの報酬額、期末手当の額につきましては、必ずしもこれに連動して考

える必要があるというわけではございませんが、これも従来の慣例といたしまして、これを参考に皆様へ御検討、御意見をいただいておりますので、本年度につきましても、これを1つの御参考にしていただけていただければ、という資料でございます。

本日の配布資料につきまして、少し確認をしておきたいと思っております。市町別に見た市町民経済計算の概況といたしまして、平たく言えば松阪市民の皆様がどれくらいの豊かさをお感じになっているかということについても踏まえた検討ができるかとよいのではないかとということについて、昨年度、委員から御提案いただき資料を用意していただきました。とりわけ市町民所得については、必ずしも個人の所得水準や賃金水準を表すものではないという点に御留意いただきながら資料を御参照いただければと思います。また、その他地方議員にあり方に関する研究会報告書概要ですとか、あるいは報酬・選挙に関するデータについて御提供いただきました。これは昨年度の報酬等審議会が開催された際に、市長から委員さんのなり手不足についての御発言があったことを踏まえて、昨年度それも含めた検討をいたしました。特に、昨年度、令和3年度におきましては、議員さんの改選を控えていたということもあって、市長の審議会開催に先立つ御挨拶の中で議員さんのなり手不足についてどう考えるかということについての御発言があったというふうに考えております。資料の4番などを確認しますと、人口別にみた時には必ずしも高いというわけではありませんが、ただ全国平均と比べた時には、松阪市議会議員さんの報酬額は必ずしも見劣りをするわけではなさそうだとということですか、さらには現在の報酬の額が立候補を控えなければならないほどの低い額になっているかということは、昨年度の候補者の数などを見ていただくと、どうも必ずしもそうとは言えなさそうだとするようなことなどを確認していただくといい資料かなというふうに考えています。総務省での審議会も、小規模の町村の議会の存続が危ぶまれているということを念頭において、このような検討会がもたれているということですので、この総務省の審議会の議論も松阪市の現在の状況に直接当てはまるわけでは必ずしもないかなということも踏まえて、皆様の御参考にしていただくとよいかなというふうに考えております。

前置きが少し長くなりましたが、以上の点を皆様に踏まえていただきながら、現在の議員さんの報酬の額、市長、副市長、教育長の給料の額、さらにはそれぞれの期末手当の額につきまして、県内他市、類似団体と比較の視点でみた時にどのように考えたらよいか。現在の松阪市の財政状況に鑑みてどのように考えたらよいかということについて、次回御意見を賜っていきたくと思っております。

本日はこの資料につきまして自由に御質問いただいたりですとか、御発言いただければというふうに考えておりますのでよろしくお願いたします。

では、またこれも慣例によりまして、順番に皆様に御質問、御意見をいただけてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

(委員)今のところは皆さんの御意見も聞きながら、2月1日までにこの資料を見させてもらいながら意見したいと思っておりますので、今日のところは、帰ってからしっかりとこの資料を見させていただいて検討させてもらいたいと思っております。

(会長)ありがとうございます。では続いてお願いたします。

(委員)事前に配布いただきました資料について確認と質問なんですが、本資料の1ページにですね、県内各市及び類似団体の財政状況とある中で、これはちょっと確認なんですけども、類似団体の中に栃木県小山市がございますけども、ここの議員数ですが、定例は28で実数30名となっておりますが、こういう自治体もあるんですか。

(事務局：小山)小山市に関しましては、元々定数が30であったんですが、条例の改正で定数を下げて28に、次回からなるというふうな状況でございます。改選が行われると28になる、実数も28になるというふうなところでございます。

(委員) 次の選挙が終わると 28 人になると。

(事務局：小山) そういった形でございます。

(委員) ありがとうございます。それからですね、3 ページの市長、副市長、教育長の給料額の状況というところで、表の読み方ですけども、例えば伊勢市の市長さんを例にさせていただきますと、現行前は平成 22 年 4 月 1 日に適用されて 101 万円だったと。それが、現在は平成 24 年 4 月 1 日から 100 万 6000 円、という見方でよろしいですか。

(事務局：小山) そのとおりでございます。一つ前の状況としては 101 万円で、平成 24 年 4 月から現在に至るまで、100 万 6000 円というふうな額となっております。

(委員) そうしますと、平成 22 年 4 月 1 日から 2 年間は 101 万で、平成 24 年以降現在ずっと 100 万 6000 円ということですね。

(事務局：小山) はい。

(委員) ありがとうございます。それと最後に、9 ページの市長、副市長、教育長の給料額の比較表のところ、例えば松阪市ですね。期末手当支給率というのがございますよね。4.5 か月。その後ろに役職加算等 20%とあるんですけど、この 20%というのは何に 20%を加算するんですか。

(事務局：小山) 月額に対して役職加算 20%、要は 1.2 倍の額にして、その上で期末手当の支給月数を掛けるというふうな形となります。

(委員) そうすると一般職だと基本給の 1.2 倍と考えるんですか。

(事務局：小山) はい。そのとおりでございます。例えば一般職で役職の高い部長級ですと、このような役職加算の 20%というのがついておりまして、階級が上がるにつれてその率が上がってくるというふうなところでございまして、市長等特別職につきましては、部長級と同じ、一番高い役職加算の率が適用されておるというふうなところでございます。

(委員) そうすると、単純にいくと、市長は 99 万 3000 円×1.2×4.5 か月ということよろしいですか、年間は。

(事務局：小山) はい。そのとおりでございます。

(委員) ありがとうございます。何回もすみません。最後にですね、三重県内の、俗にいう GRP ですね、市町民経済計算の概況を調べていただきましてありがとうございます。松阪市は 4 番目ですけども、質問したいのは、次のページの 1 人あたりの市町民所得のところ、この棒グラフの下の小さい文字の説明で、雇用者報酬プラス財産所得プラス企業所得割る人口、と書いてありますよね。雇用者報酬というのは働いている人の報酬でしょうが、財産所得というのは、個人の財産？プラス、企業所得、企業の所得なので、企業の利益なんでしょうけども、この辺がちょっと分かりづらい。単純に言ったら、その前の表にある、市町内総生産を人口で割るものではなくて、そこに財産所得とか企業所得というのが入ってきているのでちょっとは理解しづらいというのがひとつと、もうひとつは、按

分という話をされましたよね。これは県民所得の中から何かひねり出して按分するんですか。

(事務局：小山) この市町民経済計算を計算するに当たっては、基が三重県の県民経済計算の数字がございまして、これはそもそもが国からの推計になっておるんですけども、それをまたさらに、いろんな統計データを基にですね、按分して、市町ごとの数字を出しておると、そういったものでございます。例えば林業であればその林業の従事者の数を基に按分を出したりとか、そのような形で按分をしている、というところがございます。

(委員) そうしますと、例えば三重県の林業でもって、どれだけが所得があったと。それを林業従事者で按分しているということですか。例えば仮にですね、計算ししやすいように、三重県全体で林業関係で1億円の所得があったとして、それに1000人の方が携わっていました。そのうち、例えば1000人のうち100人の方が松阪市におりました、というような数字を拾い上げて、按分していくわけですか。

(事務局：小山) そうですね。今手元に推計方法の資料がございしますが、例えば農林水産業の中の、農業の数字としては、まず生産農業としては、生産農業の県内総生産×各市町の農業産出額の対全県比率を掛けて出すと。農業サービス業であれば、県内総水産×各市町の従業者数の対全県比率を掛けて出すと。そのような形で推計をしているといったところでございます。

(委員) 非常に複雑でしたが、ありがとうございます。これも比較資料にはなろうかと思えます。

(会長) ありがとうございます。どう理解したらいいかなかなか難しいですね。続いてお願いできますでしょうか。

(委員) すみません。自分の話と違うんですが、先程の話で、1枚目の市町民総生産と2枚目の市町民所得の違いとか、これはなかなか難しい。順位が全く異なっているので、どちらがこの報酬審と関係があるのかみたいなどの見方が非常に難しいなと思いつつ見ていました。すみません、ちょっと話がそれました。

自分としましては、何回か連続でこの役目をさせてもらっていて、新鮮なことが言えなくなっているのですが、昨年のことを少し。昨年は据置きをしたということがひとつポイントだったのかなと思っています。類似団体のところでつけてもらっていますが、やはり話を進める際には県内各市との比較になってくるのかなというところがございます。その時に、人口でいったら4番目でしたっけ、そういうところとか、人口密度とか、そんな話で。

ちょっと1点、自分が1回目か2回目か3回目かぐらいで、他市の審議会の状況の資料を付けていただくようになったかなと思うんですけど、あれば確かに引っ張られてもどうかというのはあるんですけど、とはいえ参考にさせてもらっていて、それはこの1回目の資料としてははないのか、今年からないのか、というのがあるんですけど、恐らくそれでいくと他市とは異なって据置きしたんではなかったのかなという記憶があって。間違っていたら後で訂正をください。そんなことを思っています。それを踏まえて今年はどう人事院勧告をどう受けとめて審議するのか、そんなことになるのかなというふうに思っているのが1点です。

もう1点は議員の話で、僕は今自分のことのように聞いていたんですけど、会長に今言っていたように、市長が去年の挨拶で最初に言われて、ああ、そうだったなと思ったんですけど、自分の立場もあって、市議さんのなり手ということには非常に関心を高く持っていて、近隣で言うと、松阪、伊勢、津と、直近で市議選が立て続いてありまして。その伊勢が定数24に対し立候補数25というところで、先ほど会長がおっしゃいましたけど、松阪も定数を超える立候補者数が4名ですが、日本語

がちょっと難しいですが、実質2名が落ちるような、そのような選挙になったのかなというところを思うと、市長のおっしゃっていた課題としては別に払拭されていないのかなという感覚を持っております。なので、生活水準をどうみるかというのはあるんですが、そんなことは、今回資料をつけていただいたところで言うと、引き続き話をさせていただけたらなというふうに思っています。議員の期末手当だけ数字を変えるということがあり得るのかどうかという。でも昔のことですが、過去の審議会の経過をみると、23年ぐらいにそういった答申があったというようになっていますが、直近でいうとだいたいセットになっているのかなという感覚を持っておりますので、ただ、市長等とは切り分けていいんだったら切り分けて話をしたいなというふうに思っています。

ちょっとそんな2点を、具体的にどうかという話ではないんですが、今の時点で私としては考えているというところでございます。以上です。

(会長) ありがとうございます。事務局から、どうですか。

(事務局：小山) 委員が言われました、県内他市の報酬審議会の開催状況についての資料のほうは、今日は御用意させていただいておりませんが、次回、2回目の方で御用意したいと思っております。昨年度の県内各市の報酬審議会の開催状況ですが、四日市市と桑名市が開催しているんですけども、給料・報酬については据置きで、期末手当につきましては2市とも審議会の対象となっていて、審議会とは関係なく、別途条例改正を行って下げているというふうな状況でございます。それと、過去の審議会で、平成23年の時に、議員のほうだけ賞与が下がっているのは、本資料の23ページのところにあるわけですが、実はこの時諮問が市長等に関してではなくて、議員に関してのみの諮問があって審議が行われたというところで、三役、市長等については特段変化がなく、議員に関しては賞与を下げるというふうな答申が出たというのが、21年と23年にあった審議会での結果というふうなところでございます。

(会長) はい。ありがとうございます。せっかく皆さんに23ページを御覧いただいているかなと思いますので、少し、この間の人事院勧告と、それから答申額についての連動関係などについても確認いただければと思いますけども、基本的には準拠して考えてきたことが多かったと思うんですが、平成30年度の人事院勧告を見ていただくと、期末勤勉手当が0.05月プラスになっているんですが、これに対して平成31年1~2月のこの審議会では据置きとした。また今度人事院勧告を見ていただいて、令和元年度はこれも期末勤勉手当について0.05月プラスで勧告がされていて、この令和元年度について0.05月プラスで勧告されているのと、平成30年度プラスで勧告が出ていたけれど、審議会では据置きとした。この部分を合わせて令和2年1月から2月の報酬等審議会では、プラス0.10月分の期末手当の増額について答申をした。こういう経緯があったというふうに記憶しております。

昨年度につきましては、今委員からご指摘いただいた通りですが、人事院勧告は0.05月のマイナスの勧告が出ているのに対して、報酬等審議会の答申としては据置きとした。今年度の人事院勧告では、さらに0.15月のマイナスの期末勤勉手当の勧告が出ているのをどう踏まえて当審議会において審議していくかということが今年度の審議のポイントの1つだというのは間違いのないところかなというふうに考えております。ありがとうございます。今の説明でよかったですか。

(事務局：小山) はい。

(会長) ありがとうございます。続いてお願いできますでしょうか。

(委員) 事前の資料の比較表を中心に興味深く拝見させていただきました。今回、新たに委員のほうから提案のありました、市町民経済計算の資料もお付けいただいております。やはり付加価値の創出

というところの絶対量が増えていかないと、こういう所得とかも上がっていかないというふうに思います。そういう意味では、財政のところにも多分影響してくるだろうと思いますし、市税とか法人税とか、そういったところにも多分、影響してくるだろうなというふうには考えております。あと市町村ですと、固定資産税とかのところにも反映してくるだろうなというふうには思っております。

従いまして、私のほうからは、日頃、地域経済の観点で仕事をやっているというところで、市町民経済計算のような資料と、他にいただいた資料をどのように関連づけられるかというところを、なかなかすぐにはできないんですけど、何かそういういいアイデアができればなというふうには個人的には考えております。

そういう視点で、この地域の経済、松阪市及び周辺地域及び三重県の経済の状況がどういうふうなところにあるかという点について、この後お時間をいただいて御説明させていただき、事前資料、それと今日いただいた資料を含めまして、皆さんの御判断の参考になればというふうに考えております。私のほうからは以上でございます。

(会長) ありがとうございます。では後程よろしく願いいたします。ではお願いいたします。

(委員) 申し訳ありません。私、今日出席させていただいて、事前に資料もいただいている、読むのがやっとという状態で、申し訳ありません。今日のこの討議に参加できるような知識が今ありませんので、できたら次回までにもう少し、と思っております。

日頃の仕事といえば、就業規則とか賃金規定を小さい会社の社長さんに頼まれてやっているんですけども、ほとんど公務員さんの資料を参考にさせていただいて、アドバイスさせていただいているという状態なので、その中をとというのはちょっとすみません、もう少し、次回までには勉強してまいります。

(会長) ありがとうございます。この後、松阪地域全体の経済状況などについて御説明があると思うんですが、その際に、企業の方ですとか従業員の方からお話を伺っている際の経済の状況の肌感覚みたいなものなどを教えていただくといいのかなというふうに思いますので、また是非、御発言いただければと思います。

(委員) 今日は経営者の方も、それからJAの方もいらっしゃらないので、皆さん学識経験者の方ばかりなので、私もその中に入るかもわかりませんが、やっていることは、今回のコロナで雇調金などでとても忙しくやらせていただいている状態なので、ちょっと別世界のような気がしまして、申し訳ありません。本当に勉強してまいりますので、よろしく願いいたします。

(会長) ありがとうございます、よろしく願いいたします。

では、ひととおり皆様から御発言いただけてまいりましたが、さらにいかがでしょうか。よろしければ地域経済の状況についての御教示をいただいて、さらに御意見を募ってまいりたいと思います。

では、お願いいたします。

(委員) 私のほうからは、三重県及び当地域の経済状況について、簡潔に御説明させていただければと思います。

資料のほうは、御手元にカラー刷りで「三重県経済の現状と見通し」というものところにクリップがついております。そのクリップを外していただきますと、3つの資料に分かれております。冒頭がカラーのものと、それから「第51回経営者アンケート調査結果<概要版>」というものと、それから「三重の景況」という、三重県商工会議所連合会さんの小規模企業景気動向調査の抜粋の資料、以上3点でございますので、過不足ありましたら、おっしゃっていただければと思います。

では、当地域だけの経済状況というのはなかなか難しいんですけど、できるだけそれに沿うような形で御説明させていただければと思います。

まず、「三重県経済の現状と見通し」というカラーのほうの資料を御覧いただきたいと思います。

最初に、鑑のページですけど、景気判断一覧表ということで、これが今年の12月のほぼ末現在の、三重県の経済状況について、現状と見通しのほうを取りまとめたものです。

1 ページ目の「総括判断」のところですけど、景気の現状としましては、「厳しい状況にあるものの、持ち直しの動きがみられる」という判断にしております。これは、今足元のオミクロン株による感染再拡大の状況はまだ表われていない時期なので、その辺は皆さんの肌感覚でとか、行政のほうの「まん延防止等重点措置」とか、今後の感染者数の推移とか、その辺でまたそういう経済活動のほうも一定の制約がかかってくるかもわかりませんが、この時点はまだ感染者数は非常に低位で推移している状況であったということは御承知ください。

その理由としては、「依然として厳しい状況にあるが、緊急事態宣言解除に伴うマインドの改善や海外経済の回復もあって、持ち直しを動きがみられる。」ということで、9月末ぐらいに緊急事態宣言解除になりまして、それから、通常の経済活動に徐々に戻りつつあるというところで、「持ち直しの動きがみられる」という判断にしております。

個別のところ、部門別に簡単に見ていきたいと思います。

まず、左端の緑色の部分の「家計部門」のところですね。これにつきましては、「個人消費」以外については、上向きとか持ち直しの動きがみられるということでございます。特に「観光」であるとか、「雇用・所得」というところについては、経済活動の再開に伴って、上向いている状況にあったということでございます。

それから、「企業部門」につきましては、個人部門と違って、引き続き比較的足元堅調であったんですけど、やや足踏みをしているという状況にあるということです。

それから「設備投資」については持ち直しの動きが見られるという、そういう状況になっているということですね。

それから、輸出動向につきましては、これは四日市港の通関の輸出額は増加傾向にあるということで、持ち直しの動きがみられる、ということでございます。

これは海外のほうも一定程度コロナも一旦落ち着いていたというところで、輸出の動きが再開されたというところが大きいかと思います。

あと「その他」の「物価」というところなんですけど、これが皆さんも新聞等で御承知のとおり、上昇の兆しということで、原油価格の上昇とか、例えばガソリン価格の上昇とかということで、肌感覚ではおわかりいただいているかなというふうには思っております。

一番下の「当面の見通し」というところにつきましては、「世界景気の下振れや原材料価格の上昇が重石となり景気持ち直しのテンポは緩やかとなる見通し」ということでございます。

その理由ということで、「ワクチン接種の進展に伴いサービス消費は持ち直しに向かうも、世界景気の下振れや原材料価格の上昇が重石となり、景気持ち直しのテンポは緩やかとなる見通し。」ということで、世界全体でみればまあ回復しているというところもあるんですけど、それは濃淡がやっぱりあるということで、その濃淡の「淡」のほうですね、そちらのほうで下振れる可能性もあるということで、やや慎重な見通しになっているということですね。そういう形の判断になっています。

おめくりいただきますと、それぞれの家計部門のほうのいろいろ、エビデンスとなるような、統計指標のほうが載っておりますので、個別には御説明しませんが、かいつまんで御覧いただければと思います。

まず2ページ・3ページの家計部門のほうを具体的にみますと、図表1、これは津市の消費支出ということで、三重県は津市の消費支出が指標となっておりますので、これを御覧いただきますと、勤労者の可処分所得が減少している。この黄色で塗った縦棒グラフが下に向いているということですね。

それから、消費支出の足元ゼロより下にあるということ、マイナスになっているということ、非常に個人消費としては弱い動きが続いているということになります。

図表 3 を御覧いただくと、新車販売台数も、足元ゼロより下に大きく下振れしているということで、これも皆さん新聞等で御存じのとおり、海外から部品が入ってこずに完成車メーカーさんが、完成車をつくれないう状況になっているということで、納期が例えば半年とか、車種によっては1年とかという、そういうことを、お聞きになられたと思いますけど、そういう影響がこういう統計の数字にもあらわれているということでございます。

それから、3 ページの右下のところ、「観光」のところを御覧いただきたいと思います。「観光」のところの図表 5 の「三重県内施設延べ宿泊者数」ということで、緑のグラフを御覧いただきますと、ゼロよりちょっと上に出ているかと思えます。

月々は振れがあるんですけど、移動平均をとりますと、プラスになってきているということで、やはりこの時期は観光のほうも、通常の観光消費が戻りつつある状況を表していたということになるということが言えるかと思えます。

今年の元日の参拝者の動向を見ても、非常に各地域でたくさんの方が参拝されたということも聞いておりますので、そういったところは観光業を営んでいる方にとっては、追い風になっているところの中で、今回またオミクロン株というものが出てきましたので、これをどう見ていくかというところは今後の課題であります。

それから次のページを御覧いただきますと、「雇用・所得」環境というところになります。

図表 6・7 を御覧いただきたいと思います。図表 6 は有効求人倍率等が載っているところでございますけど、三重県の有効求人倍率も 21 年半ばからまた上がってきている状況ということで、それも全国の水準を上回って上がってきているということで、三重県の経済全体は、より全国よりも前向きな動きがあったということでございます。

それから図表 7 は、新規求人数ということの、これは前年比ですけど、ゼロより上になっているということになりますので、非常に高い伸びを示しているということで、経済が緊急事態宣言明けで再開になって、人がまた戻っていくという姿が見てとれると思います。

それから、5 ページのほう、これは「企業部門」のほうですけど、図表 9 を御覧いただきますと、これが鉱工業生産、生産活動の指数を、それぞれ輸送用機械とか化学とか、そういう産業部門ごとに分けたものになっております。

これを御覧いただきますと、県内産業を引っ張っているのが、電子部品デバイスということで、これが大きく寄与していることがわかります。これは四日市にある某大手半導体事業所の影響が大きいかと思えます。

一方で、先程も申し上げましたとおり、輸送用機械というのはゼロより下に寄与しているということで、マイナスに寄与しているということでございます。

やはりそういった部品等のサプライチェーンが寸断されて、なかなか完成車がつくれないう状況になっていて、ラインを一時止めたりとかですね、そういったところもありましたけど、それも徐々に解消されてきつつあるという中で、またオミクロン株による感染再拡大ということになりますので、三重県は、この松阪も含めて、ものづくりが盛んな地域でございまして、こういった活動の状況についても今後注視していく必要があるのではないかと考えております。

それから、おめぐりいただきまして、7 ページを御覧いただきたいと思います。物価の上昇でございます。原油価格等の上昇によってということをお申し上げましたけど、この「交通・通信」というのは、いわゆる携帯電話等の通信料が大幅に下落して、それが一巡すると、これが剥落するということになると、この教養娯楽とかあと、今足元「光熱・水道」というのが多分上がってくると思いますので、そうなると、だいたい 1%付近までいくのではないかというふうに私どもとしてはみているところでございます。

これがずっと、例えば 1%が継続して物価上昇になってくるということは、それで賃金が上がらな

いということになると、やはりその分は、例えば消費税で言えば、消費税が1%上がったということと同義、同じ意味になりますので、そういう意味では実質の消費というのは、さらに冷え込む可能性があるということになりますので、ここは足元この個人部門の消費者物価と、あとその川上にある企業物価というのはさらに上がっているんですけど、その点企業物価のほうもいろいろ値上げしたりしておりますけど、あまり値上げし過ぎると消費離れということになって、より安いものを求めて購入していくと、そうなると思いますデフレという形になってくるということになりますので、非常にこの物価の上昇というのは当局も注視しているところだと思いますので、この辺も今後、見ていかないといけないということになると思います。

次に、企業経営者の景気マインドを見るために、景況調査のほうを見ていきたいと思います。「第51回経営者アンケート調査結果〈概要版〉」というのを御覧いただければと思います。これは私どもが、資本金1億円以下の三重県下法人企業635先の回答していただいた結果をまとめたものです。エリアとしては、北勢地域から6割、中勢地域は2割、あと南勢・東紀州・伊賀地域で約2割ということになります。あと、業種別でいきますと、製造業が約25%、建設業が約25%、サービス業が約50%と、そういう回答の割合になっているということです。

総括判断としては、先程の経済状況と同様に厳しい状況にあるものの、景況感は改善しているということで、これがちょうど9月の初旬から中旬にかけての調査ということで、夏に新型コロナが非常に増えた後、徐々に落ち着いてきている中での調査だということの中での経営者の判断であったということでございます。

景況感を示すD.I.値は5半期連続のマイナスとなるものの、2半期連続で改善ということになっています。ゼロより下が半期ごとで、3年ぐらいつつとマイナスになっているんですけど、足元2半期は改善しているという、そういう結果になったということでございます。下の「県内景気判断D.I.」という、D.I.というのは、景気が良いと答えた方から、悪いと答えた人の割合を示したものであるということになっていまして、一番悪いときはマイナス77.0だったんですけど、この年度の予測でいきますと、マイナス28.6まで改善していくという、そういう結果になっているということになっています。

それから1枚おめくりいただきますと、「新型コロナウイルス感染症による影響について」という特別調査をしております。やはりこの大きな落ち込みというのは新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞というところにあったと思うんですけど、これで具体的にどういう影響を受けているかということと、感染症の中でどういう事業活動を円滑に行うための施策について訊いたものでございます。新型コロナウイルス感染症の流行による現在受けている影響ということで、一番多かったのが「商談・営業活動の制約」ということで、全産業の約半分の経営者の方からお答えいただいているということですね。これは他府県への移動規制とかそういうのも入っておりますので、そういったことが非常にネックになっているということです。これは全ての業種、特に製造業ですと、ものづくりですから、非常にそういう意味ではより影響が大きかったということになります。

それから、「イベントの開催」とか「社内会議・コミュニケーションの制約」であるとかか、「対面・接触でのサービスの提供の制約」というところ、主にこれは非製造業のサービス業にかかってくるようになるんですけど、これが非常に大きな影響になってきているという、そういう結果になっております。

それから1枚めくっていただきまして、最後のページですね。事業活動を円滑に行うために、どういう取組を行っていますか、ということなんですけど、一番多かったのはリモート会議、リモート対応ですね。そういったことをやっていますよと。それから、給付金の受給であるとか、雇用調整助成金の受給であるとか、そういった助成金の活用というところも大きなポイントであったということが言えると思います。あと感染防止のための事業所の改装であったりとか、この機会に効率化のプロセスの見直しをしているとか、そういった回答をされたところも多かったということでございます。今後経済活動が再開するにあたってこういったことに取り組んでいこうとしていますか、ということについては、やはり販路の拡大というところと、財務体質の強化というのが挙がっています。やはり、

何か不測の事態に備えて財政状況をよくしておこうという、そういう経営面での強化というところが挙がっています。

あと、逆に業務面でいくと、新商品・新サービス、こういう機会を捉えて、新商品・新サービスを開発していこうというそういう取組がみられるということですね。これが実際に今後の経済活動にどうつながっていくかというところを注視していく必要があるということですね。

それから最後に、三重県商工会議所連合会の「三重の景況」というものを御覧いただきたいと思います。これは商工会議所地区別に結果が出ておりまして、松阪商工会議所さんの地区のところ、開いていただいて右側のほうに載っております。これがちょうど1月から6月の結果と、6月から12月の見通しという、そういう結果になっております。松阪地区の状況につきましては、1月から6月は、良いから悪いを引いたD.I.値はマイナス44.4という結果になったと。それから見通しについては、マイナス34.7という数字になったということで、左側が三重県全体の全域の数字なんですけど、これと比較をしてみたいと思います。左の三重県全体の上段の3行目ですね。三重県はD.I.値マイナス48.5で、松阪は先ほど申し上げましたように、上から2行目ですかね。D.I.値はマイナス44.4ということで、やや松阪のほうの落ち込み度合いが三重県全体よりは良かったという形になります。今後の見通しですけど、三重県が中段の「また、今後の見通しの～」というところにありますように、マイナス39.3というふうになっております。松阪の方は見通しがマイナス34.7ということですので、改善についても松阪の方がD.I.値は三重県よりは良いという形になります。従いまして、松阪のエリア自体は三重県全体と比べると、比較的まだそれほど悪くはないという状況にありますけど、松阪のほうも、製造業、商業、それからサービス業、あと観光業も含めて、バランスよくそれぞれ強みを持っているので、逆にそういう強みがこういう結果にも表れているんだなというふうに思っているところです。そうしっかりと見ていないですけど、逆に商業、観光の比率が高い商工会議所の地区ではもっと落ち込みは厳しいものであったというふうに推察できるかと思えます。

私のほうから、やや時間がオーバーしてしまいましたけど、以上説明でございます。次回の検討の御参考にさせていただければと思います。

(会長) ありがとうございます。貴重なお話をさせていただきました。ただいま御説明いただいたことについて御質問や御発言でございますでしょうか。何か補足等ございましたらいただければと思います。

(委員) 先ほど委員がおっしゃられたように、去年の1月から6月にかけての景況感と申しますか、7月以降のは反映されていないものですね。それと以前から松阪に関しては、産業構造が、よく言えばバランスがよい。別の言い方をすれば特徴がない、と言われております。ずっと以前から。御承知のように、四日市・鈴鹿は製造業のまち、伊勢とかは観光のまちですよ、イメージ的に。じゃあ松阪市はというと、以前、松阪市は何で食べているんですかと聞かれたことがございまして、要するに市税の中心は何なんだということになるんですけども、ちょうどその時に市の統計係とかから、いろんな資料を集めて、東京へ送って、東京で調査をしてもらったんですよ。そうしたら、特に特徴がない、という結果をいただきました。だから景気が悪くても伊勢とか四日市、鈴鹿より悪くならない、逆に良くて極端には上がらないという、ある意味安定感のある、財政面のレベルが高いということになります。という感想でございます。

(会長) ありがとうございます。大変興味深いお話でした。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは時間もやや超過してきているところです。私の議事進行の不手際で申し訳ございません。最後に次回、委員の皆様から御意見を賜ってまいりたいと思いますが、それに先立つ形で、少し審議の論点について確認をさせていただければと思います。

まず今回のポイントにつきましては、改めての確認ということになります、人事院勧告を受けて

一般職職員の方々のボーナスについては、2年続けて減額となっているということ、また全国のやや特徴的な動きとしては、今年度のボーナスの減額については他の自治体に先駆けるような形で、去年12月の時にということですか、減額をされているということ踏まえて、期末手当の額についてどのように今回考えるかということが最も大きなポイントになるかなというふうに思います。この点を確認させていただいた上で、一般的な形にはなりますが、次回、皆様に御意見、御発言をいただきたい論点について確認をさせていただきます。

まず第一には、市長からの諮問でございます、市長、副市長、教育長の給料の額について、これを据置きとするか、それとも引上げ、引下げをするか、この点についてまず御意見を賜りたいと思います。考えていただく判断材料といたしましては、県内各市、そして類似団体との比較の視点からみてこれをどう考えるかということが御検討いただく際の観点の1つになります。また2つ目として市の財政状況ですとか、先程、委員から御説明いただいた地域経済の動向を踏まえて、これをどのように考えるかということが観点の2点目となります。さらに、これは先程今回のポイントとして確認させていただいたところに関わりますが、人事院勧告を参考にした上でどのように考えるかということが重要になってくるかなというふうに思います。

これらの観点を皆様に踏まえてもらいながら、市長、副市長、教育長、行政三役の給料の額についてどのように考えるかというところについて、次回御意見をいただきたいと思っておりますので、あらかじめ御検討をしてくださいますと幸いに存じます。

第二には、議員の報酬の額についてです。先程、委員から御発言いただきましたが、従来は市長、副市長、教育長の給料の額と合わせてどのように考えるかという形で御審議をいただいております。もしこれを別建てで考えるとしたら、何か別建てに考える際の論拠、根拠が必要になってくるかなと思いますので、この点を中心にいたしまして議員の報酬額についてどのように考えるか。行政三役と別建てで考える必要があるかどうか、必要があるとしたらその根拠となるのはどういう点かということについて皆さんに御検討いただきたいというふうに思っております。次回までに御検討お願いいたします。

ここまでが市長からの諮問の内容となりますが、冒頭で確認させていただきましたように、期末手当の支給率についても、今回この審議会での審議の対象ということにさせていただきたいと思っております。市長等、そして議員さんの期末手当の支給率についてどのように考えるか、冒頭で確認させていただいた今回の審議のポイントを踏まえてどう考えたらよいかということについて御検討いただければというふうに考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

今確認させていただいたことに加えて、これも論点になるんじゃないかということについてお気づき、お感じになることがございましたらお願いできればと思いますがいかがでしょうか。確認させていただいたようなことを次回の論点として御意見賜るということでよろしいでしょうか。

事務局の方にはお願いですが、本日欠席の2委員にもただいまの論点について御説明いただいて、次回までに御検討お願いしていただければと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

本日の議事につきましては以上となりますが、全体を通じて皆様から御意見、御発言等ございましたでしょうか。改めて資料の確認ですが、次回は他の市町での報酬等審議会の開催状況などについても御用意いただければと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。では、進行は事務局にお返しいたします。

(事務局：中西) 長時間に渡り御議論いただきましてありがとうございます。第2回目ですけれども、2月1日、火曜日ですね。午後1時30分からこの場所で開催をさせていただきますので、委員の皆様どうぞ皆様よろしくお願ひいたします。それでは、今日はこれにて審議会を終了させていただきます。大変ありがとうございました。